

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1034 号（諮問第 1693 号）

件名：自己申告シートの不開示決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 4 月 7 日

2 原処分

令和 3 年 4 月 21 日（不開示決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別記 1 に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 3 年 7 月 28 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 7 月 5 日

5 答申

令和 5 年 1 月 30 日

6 審査会の結論

教育委員会が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書は、教育委員会の各所属の管理・監督者が年度当初に部下職員に対して当該職員の状況等を把握するために行われるスターティングヒアリングの実施にあたり作成される別記 2 に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。別記 2 文書 2 も同様とする。）及び職員の人

事異動等に関する希望事項の聴取を行うにあたり作成される文書 2 であると解される。

実施機関は、本件行政文書を条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、人事面談のための職員ごとの個票であり、職員の氏名、職員番号、生年月日といった特定の個人を識別できる情報だけでなく、資格・特技、趣味、健康状態といった個人の人格と密接に関連する情報が具体的に記載されていることが認められた。よって、本件行政文書はそれぞれが全体として個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、本件行政文書に記載のある情報は職員個人の具体的な職務遂行に係る情報であるとは認められないため、本件行政文書は同号ただし書ハに該当せず、さらに、イ、ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件行政文書は、いずれも条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について以下検討する。

イ 当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件行政文書は、的確な人事管理及び人材育成等を目的として一般に公にされないこ

とを前提とした上で、詳細な個人情報や率直な意見が記載されるものとのことである。当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されていることが認められた。

よって、本件行政文書が公になれば、今後、面談者等の関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなることから教育委員会の人事管理事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1

愛知県教育委員会行政職員（教員採用者は除く）全員の、人材育成システムでの通勤時間（所属、学校、事務所、グループ別）が分かる、資料、一覧表など一式。

別記2

文書1 自己申告シートⅠ（令和2年度）

文書2 自己申告シートⅡ（平成28年度から令和2年度まで）